検査業者検査員用

TP－ZC－02－W

令和４年４月～

特定自主検査 検査業者検査員 資格取得のしおり

公益社団法人　建設荷役車両安全技術協会

特定自主検査の検査員制度について

労働安全衛生法では、フォークリフト・不整地運搬車・車両系建設機械及び高所作業車について、事業者に対し所定の資格を有する検査者又は登録検査業者によって一年に１回（ただし、不整地運搬車は二年に１回）の特定自主検査を行うことを義務づけております。

この特定自主検査は、同法が定める研修及び検査実習を修了した方が行うこととされており、事業内検査者資格取得研修と検査業者検査員資格取得研修について、それぞれ研修内容が定められています。

以下に公益社団法人建設荷役車両安全技術協会（以下「建荷協（ケンニキョウ）」という。）が実施する検査業者検査員資格取得研修の受講資格、研修内容及び受講手続き等について説明します。

１．研修の種類と対象機械

区　分	研修の種類	対　象　機　械
1. 車両系荷役運搬機械	イ．フォークリフト	フォークリフト
	ロ．不整地運搬車	不整地運搬車
2. 車両系建設機械	ハ．整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	①　ブル・ドーザー　⑧　ドラグ・ショベル ②　モーター・グレーダー　⑨　ドラグライン ③　トラクター・ショベル　⑩　クラムシェル ④　ずり積機　⑪　バケット掘削機 ⑤　スクレーパー　⑫　トレンチャー ⑥　スクレープ・ドーザー　⑬　ブレーカ ⑦　パワー・ショベル　⑭　解体用つかみ機等
	ニ．基礎工事用機械	①くい打機・くい抜機 （ディーゼルパイルドライバー、油圧パイルドライバー 振動パイルドライバー） ②アース・ドリル ③リバース・サーキュレーション・ドリル ④せん孔機（チュービングマシンを有するものに限る。） ⑤アース・オーガー（含む建柱車） ⑥ペーパー・ドレン・マシン等
	ホ．締固め用機械	ローラー等 （含む　ロードローラー、タイヤローラー、 振動ローラー、ハンドガイドローラー）
	ヘ．コンクリート打設用機械	コンクリートポンプ車
3．高所作業車	ト．高所作業車	高所作業車（作業床の高さが２メートル以上）

2．研修の受講資格と研修時間

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。

各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示します。○印は、その資格で当該機械の特自検の資格が認められ研修・経験が不要であることを示します。

経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。取得済み資格が指定されている場合の経験年数は資格取得後の必要経験年数です。なお、〔　〕は設計又は工作の経験年数を示します。

h：時間

受講者の経歴・取得済み資格 ＼ 研修の種類				経験年数	車両系荷役運搬機械		車両系建設機械				高所作業車	検査実習台数
					フォークリフト	不整地運搬車	整地・運搬・積込み用及び解体用、掘削用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用		
大学又は高専で、工学に関する学科を専攻し卒業した者				2年以上〔5年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者				4年以上〔7年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者				7年以上〔10年以上〕	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10
厚生労働大臣が定める者	職業能力開発促進法	旧職業訓練法	産業機械工学科又は運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上	○	○	○	○	○	18h	18h	5
			建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5
			建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5
			建設機械整備に係る１級又は２級の技能検定合格者	1年以上	18h	○	○	○	○	18h	18h	5
			産業車両整備に係る１級又は２級の技能検定合格者	不要	13h	—	—	—	—	—	—	5
	１級四輪自動車整備士 ２級ガソリン自動車整備士 ２級ジーゼル自動車整備士			1年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10
	厚生労働省労働基準局長が認める者	職訓法	港湾荷役科の訓練修了者（フォークリフトの訓練受講者に限定）	4年以上〔7年以上〕	35h	—	—	—	—	—	—	10
			フォークリフト運転科修了者									
	１級２輪自動車整備士 ２級２輪自動車整備士 ２級３輪自動車整備士 ３級３輪自動車整備士 ３級自動車シヤシ整備士 ３級自動車ガソリン・エンジン整備士 ３級自動車ジーゼル・エンジン整備士 ３級２輪自動車整備士 ３級軽自動車整備士			4年以上	35h	35h	35h	35h	35h	35h	35h	10
	３級自動車シヤシ整備士の技能検定に合格し、かつ、 ３級自動車ガソリン･エンジン整備士又は ３級自動車ジーゼル･エンジン整備士の技能検定合格者			3年以上	21h	21h	21h	21h	21h	21h	21h	10
	検査業検査員研修講師（当該機械）			不要	○	○	○	○	○	○	○	—
	特定自主検査検査業者・検査員資格保有者	車両系荷役運搬機械	フォークリフト	1年以上	—	18h	18h	18h	18h	18h	18h	5
			不整地運搬車		18h	—	18h	18h	18h	18h	18h	
		車両系建設機械	整地・運搬積込み用、掘削用及び解体用		18h	○	—	18h	18h	18h	18h	
			基礎工事用		18h	○	18h	—	18h	18h	18h	
			締固め用		18h	18h	18h	18h	—	18h	18h	
			コンクリート打設用		18h	18h	18h	18h	18h	—	18h	
		高所作業車			18h	18h	18h	18h	18h	18h	—	

（注）現に車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）の資格を有しているものとみなされます。

3．研修の内容と研修時間

研修の科目等は次のとおりで、それぞれ必要な研修時間が定められています。

科目		範囲	研修時間			
			35Hr	21Hr	18Hr	13Hr
学科研修	当該機械の検査に必要な一般的事項に関する知識	当該機械の種類及び構造	2	2	2	—
		原動機の種類及び構造	2	—	—	—
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	4	—	—	—
		作業（荷役）装置、油圧装置	4	4	4	—
		ブレーキ（制動）装置、電気系統、安全装置	2	2	2	—
	当該機械の検査の方法に関する知識	分解及び組立ての方法、検査の手順、検査機器の使用方法、各部分の異常の有無の判定方法	4	4	2	4
	関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項、当該機種の構造規格	2	2	1	2
小計			20	14	11	6
実技研修	当該機械の検査の方法〔分解・組立ての方法、検査の手順、検査機器の使用方法及び判定を行うこと〕	原動機	3	—	—	—
		動力伝達装置、走行装置、操縦装置	5	—	—	—
		作業（荷役）装置、油圧装置	4（3）	4（3）	4（3）	—（3）
		ブレーキ（制動装置）、電気系統、安全装置	3（4）	3（4）	3（4）	—（4）
小計			15	7	7	7
研修時間合計			35	21	18	13

（注）① 表中、当該機械とは受講対象の機械を示す。
② 研修時間は最低時間を示し、（ ）内の数字はフォークリフト及び不整地運搬車の場合を示す。また、休憩時間は含まれません。
③ 学科研修については終了後、筆記試験を行う。
④ 実技研修については、検査実施能力の評価を行う。

4．研修の受講手続き

検査員資格取得研修の受講を希望する方は、次の書類を整え、研修を実施する建荷協支部に申込みを行ってください。

(1) 特定自主検査　資格取得研修申込書（様式２Ｂ$_1$号）

申込書に貼付する写真は証明写真専用撮影機、証明写真撮影店舗で撮影したもの、又は同等の品質のものとする。

(2) 添付書類

① 申込調書（様式２－１号）
② 実務証明書（様式２－２Ａ号）・・・・・二つ以上の職場に跨る場合、添付してください。
③ 卒業証明証又は卒業証書（写）
④ 資格・免許等（写）
⑤ 特定自主検査　検査業者検査員研修修了証（写）

これらのうち、受講資格を証明する書類を申込書に添付してください。

５．研修受講料

単位：円

研修の種類		３５時間コース		２１時間コース		１８時間コース		１３時間コース	
		会員	一般	会員	一般	会員	一般	会員	一般
イ	フォークリフト	76,450	80,520	54,450	58,520	52,250	56,320	51,150	55,220
ハ	整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用機械	89,210	96,580	66,110	73,480	61,710	69,080		
ニ	基礎工事用機械	91,190	98,120	66,990	73,920	62,590	69,520		
ホ	締固め用機械	77,990	82,390	55,990	60,390	53,790	58,190		
ヘ	コンクリート打設用機械	113,300	118,470	80,300	85,470	78,100	83,270		
ト	高所作業車	86,020	91,300	62,920	68,200	60,720	66,000		

（注）① **上記受講料にはテキスト代及び消費税１０％が含まれています。**
② 当協会会員所属の受講者の受講料は、協会がテキスト代の一部を負担した額です。
③ 上記受講料に含まれるテキスト代以外の教材類を追加する等の際は、上記受講料と異なる場合があります。
④ 受講料は、研修を実施する建荷協・支部にお支払ください。
⑤ 受講を取り消しする場合は速やかに開催支部へ申し出て下さい。研修開始日の５営業日前までは、取消費用は発生しません。同４営業日前から２営業日前の場合は、教材費を除く受講料を頂きます。同１営業日前及び当日の取消は教材費を含む受講料全額を頂きます。教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日に係わらず教材費を頂きます。
⑥ 上記受講料は、令和４年度４月開催の研修より適用となります。

６．検査実習

学科・実技研修に合格した者は、受講した建荷協支部へ検査実習記録表を提出して下さい。

(1) 提出期限・・・・・・研修終了後１年以内とする。

(2) 検査実習台数・・・・本しおりの２．に示す台数分とする。

(3) 検査実習方法・・・・特定自主検査及び月次検査の機械を利用し、検査実習を行う。

７．研修修了証の発行

前記６．の検査実習記録表の審査に合格した方は、特定自主検査業者検査員の資格の証として、当該機械に関する研修修了証が送付されます。

なお、研修修了証は、検査業務を行うときは常に携帯して下さい。

お問い合わせ先

令和４年４月改訂